

令和4年第3回農業委員会総会議事録

令和4年3月17日（木）第3回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 15人

|     |       |       |         |       |           |
|-----|-------|-------|---------|-------|-----------|
| 会長  | 18番   | 逸見 力士 | 会長職務代理者 | 1番    | 仲田 清志     |
|     |       |       | 3番      | 宮本 武博 | 4番 赤井 勝利  |
|     | 5番    | 小川 広文 | 6番      | 三上 雄二 |           |
|     | 8番    | 井藤 孝久 |         |       | 10番 神山 順一 |
| 11番 | 宮脇 繁  | 12番   | 眞壁 勲二   | 13番   | 伊達 修史     |
| 14番 | 藤川 雅  | 15番   | 山田 條一   | 16番   | 大原 砂利     |
| 17番 | 奥津 忠和 |       |         |       |           |

推進委員 9人

|  |     |        |    |       |          |
|--|-----|--------|----|-------|----------|
|  |     |        | 2番 | 眞壁 正司 | 3番 泉 登   |
|  | 4番  | 溝尾 美恵子 | 5番 | 三輪 金樹 | 6番 妹尾 良和 |
|  | 7番  | 後藤 保夫  | 8番 | 信谷 昌吾 | 9番 逸見 則夫 |
|  | 10番 | 奥津 賢司  |    |       |          |

欠席委員 4人

|  |    |       |    |       |         |
|--|----|-------|----|-------|---------|
|  | 2番 | 小田 正廣 | 7番 | 倉脇 敏弥 | 9番 藤本 彰 |
|  | 1番 | 谷岡 收藏 |    |       |         |

議事 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について  
議案第14号 現況証明にかかる現況認定について

報告事項 農地改良届について  
農地法施行規則第29条の届について  
農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について  
法務局照会について  
完了届について  
利用権設定中途解約について

協議事項  
その他

事務局職員（書記）

事務局長

竹村 陽子

主査

川添 和之

主査

小林 淳

(開会時刻 午後 9 時 3 0 分)

|      |  |
|------|--|
| 川添主査 | ただいまから新見市農業委員会第 3 回総会を開催いたします。本日の出席は、24 名でございます。欠席の方は 2 番小田委員、7 番倉脇委員、9 番藤本委員、推進委員 1 番谷岡委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。  |
| 会 長  | 皆さん、改めましておはようございます。今朝、農地部会と調整会議をありがとうございました。農業委員会の緩和で、認定農業者等がいなければならないという構成要件が今度、来年の 7 月の改選、委嘱変えの時には緩和されるようです。どのぐらいになるのか、3 分の 1 になるのか、認定農業者がなってもかまわないのか、わかりませんがそのようになるようです。人農地プランが法定化されまして農業委員会は、農業者に意向調査を十分反映して農地集積目標地図を作れと、この地域はどの辺がどのように集約できるかの地図を作ることが法定化されて農業委員会の仕事になるようです。今、農地取得の下限面積がありますが、これもなくなるようです。農地の集約を推進するためには農業委員会、中間管理機構、市町村農林課の仕事が急増するのではないかとされています。皆さんも一生懸命頑張ってくださいと思います。本日も、よろしくお祈りします。 |
| 川添主査 | 続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、3 番宮本委員に先導をお願いいたします。  |
| 宮本委員 | 「農業委員会憲章」の先導   |
| 川添主査 | ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお祈りいたします。   |
| 会 長  | それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願いいたします。<br>それでは只今から日程 1 「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、8 番井藤委員、10 番神山委員をお願いいたします。<br>続きまして日程 2 「議事」に入ります。議案第 11 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。  |

|      |  |
|------|--|
| 小林主査 | <p>議案第11号農地法第4条についての申請につきまして、1件申請がございました。それでは、議案第11号第1番でございます。確認を3月7日に行っております。場所は、長屋、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は資材置場及び農作業場で、借地を使えなくなったことから、新たに資材置場・農作業場を確保するものです。期間は令和4年3月25日から令和4年6月25日です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p> |
| 会 長  | <p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。推進委員5番</p>   |
| 三輪委員 | <p>推進委員5番三輪です。確認を3月8日、逸見会長と行いましたが申請人の方も出てこられまして説明を受けました。場所は、長屋の旧道を寺に上がる道があります、その入口に●●集会所があります、その建物の裏、石蟹方向に4枚畑がありその真ん中の2枚が資材置場、農作業場になっています。これに関連する議案14ページの報告農地改良届、これの嵩上げです。1番の両サイドの畑です。問題ありません。よろしくお願ひします。</p>  |
| 会 長  | <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第11号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>   |
| 全 員  | <p>「よろしい。」</p>   |
| 会 長  | <p>それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続いて議案第12号</p>   |

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>   |
| <p>小林主査</p>    | <p>議案第12号農地法第5条について第5条の申請につきまして、3件申請がございました。それでは、1番について説明いたします。現地確認を3月4日に行っております。場所は唐松、現況地目は田2筆でございます。転用目的は墓地・参道です。転用理由ですが、現在の墓地の敷地を工場建設用地として提供することとなったため、隣地である申請地の提供を受け、墓地・参道を移設するものです。契約の種類は売買による所有権移転で、価格は記載のとおりです。工事期間は令和4年4月18日から7月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費、造成・施工費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p> |
| <p>会 長</p>     | <p>この件について関係地区委員の説明を求めます。推進委員5番。</p>   |
| <p>三輪委員</p>    | <p>推進委員5番三輪です。現地確認を3月8日、逸見会長と行いました。場所は、唐松旧道を入ると旧唐松小学校があります。そこから50mほど奥に入り右の小阪部川方向に行く道があります。その道を土手まで行き南側が移転する墓地の場所です。問題ありません。</p>  |
| <p>会 長</p>     | <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。17番。</p>   |
| <p>奥津(忠)委員</p> | <p>17番奥津です。墓地の面積はどのくらいですか。</p>   |
| <p>会 長</p>     | <p>墓地の面積は20㎡です。他に、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第12号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第12号2番、3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

前回持ち越しになった議案で、第2番、第3番は同じ内容ですので合わせてご説明いたします。また内規案についても一緒にご説明いたします。お手元にカラーの資料と内規案を準備してありますのでご覧ください。では、カラーの資料をご覧ください。議案第12号第2番、第3番一時転用申請についてです。今回の件は、現況と登記内容の相違が原因で直ちに農振地除外の申請ができない特殊な事情であることから一時転用からの対応を検討するものです。露天施設の恒久転用を目的とした一時転用は県下でも複数の農業委員会が条件付きで認めている状況であることから当委員会としても内規を定め基準を整えば柔軟な対応を提案します。カラーの資料、3枚目の航空写真をご覧ください。真ん中の●●●●、●●●●の2筆がありますが、現在赤い横線の東西の境界で分けてそれぞれが耕作されています。登記上は、縦線の南北の境界に分かれていることが判明しました。国土調査が終わりまして現在の東西の状態でご国に申請しておりますが登記に反映するまでに約2年かかります。反映は令和6年4月ごろとなり、反映するまで農振除外ができないことになっております。農振除外の手続きは通常年2回ですので半年から7ヶ月ぐらいで本来ならできるものなのですが、本件は手続き自体できないということになっております。それでは、カラーの1枚目をご覧ください。取扱いのイメージですが上の図が一般的一時転用を示したものでして、一時転用期間を満了して原形復旧し、農地して使用する、これが一時転用の原則です。今回は、下の図、恒久転用を目的とした一時転用を検討しまして、満了前に黄色の矢印のところ農振除外、恒久転用許可の手続きを完了します。満了までに恒久転用許可を受けている場合は、継続して使用できることを認める扱いを検討しております。尚、申請するにあたり、誓約書を求めます。許可を受けられなかった、目的の地領ができなくなった場合は、上の図、原則どおり満了後原形復旧することになります。次に、内規の案をご覧ください。露天施設への恒久転用を目的とした一時転用の取扱いに関する内規、令和4年3月17日。一時転用は原則、原形復旧ではありますがこの内規の定める通りにより露天施設、露天駐車場・資材置場などですが、この転用で恒久転用が認められる場合には例外的に一時転用期間内に恒久転用許可を得て継続使用ができるものとします。但し、申請手続きの際に3年間使用誓約書、2枚目に様式を付けております。これを添付することとします。目的どおり3年間使用する、一時転用期間内に恒久転用の許可を受けること、それができなかった場合には原形復旧する、という誓約書になっております。総会前に農

地部会に諮りまして、判断基準に照らし協議いただき、新見市農業委員会として総合的に判断していただいております。基準につきましては、今の基準とカラーの資料2枚目判断基準に照らした申請内容について合わせてご覧ください。恒久転用を目的とした一時転用の申請を行う理由ですが、国土調査結果が反映しないため農振除外手続きができない特殊な理由がこれになります。次に、恒久転用の申請を行う農地区分について、申請地は現在農振地に指定されておりますが立地条件から農振除外後、3種農地の取扱となります。3種農地は原則的に転用が認められる土地であることから農地区分としての転用は問題ありません。転用目的について、申請地は令和3年12月に許可しているガソリンスタンド、食堂などの駐車場として工事終了後も継続して使用するものです。給油所、休憩所、食堂、コインランドリーに付随する駐車場が転用目的で国道県道の沿道地域であれば第1種農地であっても例外的に転用が認められるとされており転用目的は隣地を含めて問題ありません。以上の基準に沿った内容であることを考えております。内規についての説明は以上です。今回の議案の扱いと内規について審議をお願いします。

農地部会長

農地部会長仲田です。今朝、農地部会を開催しまして、事案を勘案しまして原則的には農振除外が正規の通り行ってもらい、今回は、特例で認めることになりました。以上、報告を終わります。

会 長

2番、3番については前回の説明がありましたので地区委員の説明は省かせていただきます。これについてご意見、ご質問はございませんか。推進委員7番。

後藤委員

推進委員7番後藤です。この申請は新たに申請されたものですか。

小林主査

申請については、前回の申請の後、農業委員会事務所で協議を行い内容を精査し申請を出されてます。

後藤委員

申請は訂正されたところがありますか。有りましたら説明して下さい。

小林主査

資金計画が訂正になっております。2番については土地造成費が132万円、自己資金となっております。3番については、土地造成費は218万円自己資金となっております。又、転用期間については、許可日から3年間と修正しております。

後藤委員

3年後に恒久転用をするのですから、忘れずに事務局から提出していただくように注意して下さい。

|      |  |
|------|--|
| 小林主査 | 農振除外の手続きと合わせまして、期間内に提出していただくようお願いしております。   |
| 会 長  | 他に皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。<br><br>(意見、質問なし)  |
|      | ご意見、ご質問ございませんので、議案第12号2番、3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。<br><br>(全員挙手)   |
|      | 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、1番から3番まで全て面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。   |
| 全 員  | (よろしい。)  |
| 会 長  | それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。   |
| 竹村局長 | 今回、新規の貸し付けが10件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番大佐小南、田1筆、2年使用貸借、2番神郷高瀬、畑1筆、3年1ヶ月貸借、3番神郷油野、田3筆、5年使用貸借、4番哲多町大野、田4筆、5年使用貸借、5番哲多町老栄、田3筆、5年貸借、6番哲西町畑木、田1筆 3年貸借、7番哲西町矢田、田3筆、3年使用貸借、8番哲西町上神代、田3筆、5年使用貸借、9番哲西町上神代、田3筆、3年使用貸借、10番哲西町上神代 田7筆、10年貸借となっております。尚、3番、4番、5番、10番については農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。 |
| 会 長  | 新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。1番から順次お願いします。推進委員7番。   |
| 後藤委員 | 推進委員7番後藤です。2月26日に確認しました。場所は、●●●●がありますがその北側です。よろしく申し上げます。   |

|         |   |
|---------|---|
| 会 長     | 続いて2番3番をお願いします。推進委員8番。  |
| 信谷委員    | 推進委員8番信谷です。2番ですが、現地確認を3月12日、仲田委員、大原委員、私とで行いました。場所は、神郷高瀬の●●団地がありますその一角にありました。ハウスも有り問題ありません。3番、場所は神郷油野旧油野小学校の西側県道縁にこの3筆が並んでありました。問題ありません。以上、よろしくをお願いします。  |
| 会 長     | 続いて4番5番をお願いします。推進委員9番。  |
| 逸見委員    | 推進委員9番逸見です。現地確認を3月10日、井藤委員、宮脇委員、小川委員と私で行いました。場所は、哲多総合センターから哲多哲西線を5キロ先、頂上付近を右に入り●●●地区があります。その申請人の家の前にあります。次に5番、同日、同委員と現地確認しました。場所は哲多総合センターから大谷線を4キロ先、申請人の家の前です。問題ありません。以上です。   |
| 会 長     | 続いて6番から10番をお願いします。推進委員10番。  |
| 奥津(賢)委員 | 推進委員10番奥津です。6番から10番まで3月9日、三上委員、奥津委員、私と3名で確認しました。6番の場所は、国道182号線を東城方面に向かい旧国道に入り野馳駅から正面200m行った所です。綺麗な田でした。7番、同じく182号線を東城方面に行くと哲西中学校下の交差点を左に入り奥詰まりの所へ有り、問題ありません。8番、これも182号線を●●●より100m東城方面に行った所で左右に挟んで圃場がありました。東城方面に向かい左手の圃場は盛土をしてあり復旧されるか分からないような状態、また右手の田は草刈りしてましたが中には木が生えた状態でした。事務局に聞きます。圃場として借受ける場合、通常判断としてAからBの評価でもこれを農地として借受ける側に対しては大丈夫なのですか。これを説明をお願いします。 |
| 竹村局長    | 8番、9番もですが借受人の方に事情を聴きましたところ土地をこれから所有者の方から賃料をいただきこの期間内に造成をしながら耕作できる状態にし、それから耕作を続けていく状態でしたので受けました。   |
| 奥津(賢)委員 | はい、わかりました。9番こちらもJA●●から東城方面へ向かい信号機を左奥へ300m入った先にあります。その1筆もC評価で出された所なのですが事務局から説明がありましたように復旧されるようです。10番、182号線を●●●より150m東城方面に行った所に●  |



|         |   |
|---------|---|
|         | <p>●がありますその前を右手に入り300m先右手にある圃場です。河川の復旧で圃場を潰されていましたがもとに復旧されるので問題ありません。以上です。</p>  |
| 会 長     | <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。17番。</p>  |
| 奥津(忠)委員 | <p>17番奥津です。復旧するとの話でしたが、元に戻さなかったらどうなるのですか。</p>   |
| 竹村局長    | <p>申請を受付た段階で先程のように説明を受けましたので、いつまで過ぎても復旧できてないようでしたら、こちらも指導させていただきたいと思えます。状況を見させていただき復旧できないようでしたら中途解約なりしていただくように勧めたいと思えます。</p>  |
| 奥津(賢)委員 | <p>地区の者としては、期間的にどのぐらいで復旧されるのか。</p>  |
| 竹村局長    | <p>借受けている期間の中で復旧していくと聞いており、期間の方はどのぐらいで復旧するとは今のところ聞いておりません。</p>  |
| 奥津(賢)委員 | <p>3年間の新規契約だから、期間内で復旧されて返すのですか。</p>   |
| 後藤委員    | <p>貸し借りです、荒地だろうが綺麗な土地だろうが相對の話ではないですか。</p>   |
| 会 長     | <p>今の話では、3年なり5年なり復旧して続けて借りたいということではないでしょうか。他に、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>再設定が26件出ております。この内31番、貸付人の方が先日お亡</p> |

|      |   |
|------|---|
| 竹村局長 | <p>くなりになりましたので、相続人の方に名前を後程修正させていただきたいと思います。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>   |
| 会 長  | <p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>   |
| 全 員  | <p>(ありません。)</p>   |
| 会 長  | <p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第14号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>         |
| 小林主査 | <p>議案第14号現況証明に係る現況認定について、現況証明の申請につきまして、1件申請がございました。第1番でございます。確認を3月4日に行っております。場所は哲西町矢田、台帳地目は田1筆です。現況地目は雑種地でございます。理由は、昭和55年3月3日、農地法第5条の許可合併浄化槽設置を受けて贈与を受けたが、地目変更登記を行わず現在にいたったもの、というものでございます。以上です。</p> |
| 会 長  | <p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番。</p>   |
| 三上委員 | <p>6番三上です。確認日は3月8日、奥津委員、奥津推進委員と3名で行いました。場所は、国道182号線JA●●上、500m行った左手に入りそれから1キロ先へ郵便局がありその手前を左に入り●●●集落に入ります。その参道を過ぎ右に入り100m先の右手に申請人の家があります。その家の隣に申請地があり雑種地になっていました。以上です。</p>                            |
| 会 長  | <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p>   |

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第14号現況証明にかかる現況認定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、認定といたします。ここで休憩といたします。

竹村局長

先程、利用権設定のところの31番●●●●さん、相続人の方は娘さんの●●さんで住所は同じです。この方が相続人・管理人として契約されます。

～ 休 憩 ～

会 長

時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。農地改良の届について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

農地改良届について農地改良の嵩上げの届出が1件ございました。第1番は確認を3月4日に行っております。場所は長屋、現況地目は田畑各1筆の計2筆でございます。先程の第4条第1番に隣接する土地です。理由でございますが、申請地は大雨の時、水路が増水して田畑が浸水するため、嵩上げて農地を改良するもので、改良面積は記載のとおりです。期間は令和4年4月1日から令和4年6月30日までです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より報告願います。推進委員5番。

三輪委員

推進委員5番三輪です。この件につきましては4条の時に報告させていただきましたが、4条申請の畑の両サイドの田畑を嵩上げするものです。よろしくをお願いします。

会 長

続きまして、農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

農地法施行規則第29条の届について農地法施行規則第29条の届出が1件ございました。第1番は確認を2月8日に行っております。場所は石蟹、現況地目は田1筆でございます。理由でございますが、申請地、

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>隣接地の田を耕作するのに農機具等の使用が困難なため、申請地に農道を設置するもので、整備面積は記載のとおりです。工事期間は令和4年2月7日から令和4年3月31日までです。以上です。</p>  |
| 会 長     | <p>この件について、関係地区委員より報告願います。推進委員5番。</p>   |
| 三輪委員    | <p>推進委員5番三輪です。確認を2月7日、逸見会長と行きました。場所は、石蟹駅前の国道を進むと●●●がありこの建物の裏です。問題ありません。よろしく願います。</p>  |
| 後藤委員    | <p>道の全長はどのくらいですか。</p>   |
| 小林主査    | <p>農道の計画面積は、1.8m×34.7mの設計で申請が出ております。</p>  |
| 会 長     | <p>続きまして、農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 小林主査    | <p>農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用、農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用の申請が1件ございました。第1番は、確認を2月10日に行っております。場所は哲西町大竹、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃借権の設定となっております。工事期間は令和4年3月4日から9月30日までとなっております。以上です。</p> |
| 会 長     | <p>この件について、関係地区委員より報告願います。17番</p>   |
| 奥津(忠)委員 | <p>17番奥津です。3月9日に三上委員、奥津推進委員と現地確認しました。場所は、国道182号線東城と哲西町に分かれの手前200mを左に入り200m先●●集会所がありますそこを左に行くと貸付人の家がありその側にありました。以上です。</p>  |
| 会 長     | <p>続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 小林主査    | <p>法務局照会について、今回5件ございました。1番の場所は哲西町大野部、確認を1月24日に行いました。登記地目は田3筆、畑1筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野となっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は唐松、確認を1月24日に行いました。登記地目は田</p>  |

1筆、現況地目は堤という申請で、時期不詳で堤になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。3番の場所は唐松、確認を1月24日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。4番の場所は唐松、確認を1月24日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野となっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。5番の場所は哲西町矢田、確認を1月25日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は雑種地という申請で、時期不詳で雑種地となっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。17番。

奥津(忠)委員

17番奥津です。3月9日に三上、奥津委員と確認しました。場所は、JA●●●から県道を東城方面に2キロ行くと●●●がありそこから西へ100mぐらい先の左にありました。かなり草が生え、木も生えておりました。以上です。

会 長

2番、3番、4番お願いします。推進委員5番。

三輪委員

推進委員5番三輪です。2番、1月22日、逸見会長と現地確認しました。場所は、●●●橋を唐松方向へ渡り切った右側、左側の河原です。堤防ができておりました。3番4番は同じ所です。唐松の●●●から●●●へ上がる新しい道ができています。その中間付近を降り古い道を上がると新しい道に接します。接した付近に下に降りる道があります。その道を約50m降りると2筆並んでありました。原野になっておりました。以上です。

会 長

次、5番をお願いします。6番

三上委員

6番三上です。確認日は3月9日、奥津委員、奥津推進委員と行いました。場所は、国道182号線哲西中学校の手前50mに民家がありその裏にあります。雑種地になっておりました。以上です。

会 長

次に完了届について、事務局の説明をお願いします。

完了届が3件出ています。1番高尾地内農地法第5条による駐車場及

|         |  |
|---------|--|
| 竹村局長    | び資材置場です。2番草間地内、農地法第4条による墓地です。3番神郷下神代地内、農地法第4条による浄化槽設置です。以上です。  |
| 溝尾委員    | この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。推進委員4番。   |
| 会 長     | 推進委員4番溝尾です。確認を3月8日にしました。機能しておりました。   |
| 神山委員    | 続いて10番。  |
| 会 長     | 10番神山です。確認を3月16日にしました。立派な墓ができておりました。以上です。  |
| 仲田委員    | 次、1番。  |
| 会 長     | 1番仲田です。確認日は3月8日、浄化槽ができておりました。  |
| 竹村局長    | ありがとうございます。続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。   |
| 会 長     | 利用権設定中途解約合意書が2件出ております。1番哲多町大野、田4筆、耕作者変更。2番哲西町大野部、田1筆、こちらも耕作者変更によるもので解約の後、農地中間管理機構と契約する予定になっております。以上です。 |
| 逸見委員    | この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。推進委員9番。   |
| 会 長     | 9番推進委員逸見です。これは先程許可された利用権設定の新規です。今度は中間管理機構で耕作者が変わることで解約です。以上です。   |
| 奥津(賢)委員 | 続いて、推進委員10番。   |
| 会 長     | 推進委員10番奥津です。本人さんと話をし、耕作者を変えて農地中間管理機構へ出すということでした。以上です。  |
| 会 長     | 続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。   |

|   |  |
|---|--|
| <p>会 長</p> <p>竹村局長</p> <p>伊達委員</p> <p>川添主査</p> <p>会 長</p> <p>仲田委員</p> | <p>(ありません。)</p> <p>無いようですので続きまして、その他ですが事務局から何かありますか。</p> <p>伊達委員さんから一言ご挨拶があるそうなので、お願いします。</p> <p>この度、私の不注意の怪我により長らくお休みをさせていただき皆様にご迷惑を申し訳ございませんでした。また、お見舞いも頂きましてありがとうございました。これからは、このようなことが無いように注意をしながら活動します。ありがとうございました。</p> <p>次回の総会ですが、4月15日金曜日、午前9時30分から場所は南庁舎1階会議室1Cで開催します。また、5月の総会予定は17日火曜日午前9時30分からとなります。よろしくお願いします。</p> <p>他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を仲田代理にお願いします。</p> <p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。<br/>(閉会挨拶)</p> |
|   | <p>(閉会時刻 午後 11 時 00 分)</p>   |

署名委員

議長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_